

令和 7 年監査公表第 3 号

地方自治法第 199 条第14項の規定に基づき市長等から措置を講じた旨の通知
があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 7 年 5 月 2 日

名古屋市監査委員	松 井 よしのり
同	森 ともお
同	小 林 史 郎
同	小 川 令 持

令和 6年監査報告第 2号関係分（令和 6年 5月16日報告）

住宅都市局

（令和 7年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1(7)	事業施行者管理道路の一時使用の承認について（財産管理事務） 本市では、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）に基づき、事業施行者として土地区画整理事業を施行している。 「土地区画整理事業により新設及び改築又は廃止される道路の一時使用に係る承認等処理要綱」等によると、管理区域として指定された事業施行者管理道路は、土地区画整理事業に支障が生じない範囲において、電気事業や水道事業などの公益事業又は土木建築工事等、特に必要と認める際には、一時的に使用させることができるとされている。 事業施行者は、事業施行者管理道路の一時使用申請者から申請書等の提出を受け、申請内容が基準に適合すると認められたものについて一時使用承認書を交付している。 また、一時使用申請者は、工事が完了したときは、直ちに工事完了届及び必要な図書（以下「完了届等」という。）を事業施行者に提出し、本市職員の検査を受けることとされている。 事業施行者管理道路の一時使用承認に関する書類を調査したところ、大曽根北・筒井都市整備事務所において、実査時点で工事の期間が終了しているにもかかわらず、一時使用申請者から完了届等の提出がされていないものが散見された。 大曽根北・筒井都市整備事務所に確認をしたところ、一時使用申請者に対する完了届等の提出勧奨は、年度末に電話で行っているのみとのことであった。また、工事の現場状況については、職員が巡回の際に適宜確認しているも	本件は、完了届等の提出勧奨について、事務所内での周知が徹底されていなかったこと及び検査確認の重要性に対する認識が不十分であったことが原因です。 今回の指摘を受け、工事担当者会議において完了届等の提出勧奨の徹底について周知するとともに、複数人で完了届の提出状況を把握する体制としました。マニュアルにも提出勧奨について記載しました。 また、ご指摘のあったものに対し提出勧奨を行い、全件の検査確認を完了しております。 他に完了届が提出されておらず、検査確認を実施していない工事がないか確認したところ、未提出の工事が 1件ありましたが、こちらについても検査確認を完了しております。 今後は完了した工事について確実に提出勧奨を行い、再発防止に努めてまいります。 （大曽根北・筒井都市整備事務所）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
	の、道路の埋め戻しや舗装の厚さなど、完了届等が提出されなければ確認できない内容が含まれる場合があるため、完了届等が未提出の工事については一律に、職員による検査を行っていなかった。 本件については、平成29年 9月11日に公表した住宅都市局に対する監査においても指摘したところであり、当時は職員に対して速やかに提出勧奨をするよう周知を行ったが、時間の経過とともにおろそかになっていたとのことであった。また、大曽根北・筒井都市整備事務所が作成した使用承認に関するマニュアルには、提出勧奨について記載されていなかった。 大曽根北・筒井都市整備事務所においては、完了届等の未提出及び未提出の工事に対する職員による検査確認の未実施が常態化している状況が見受けられる。工事完了の検査確認は、市民が利用する道路の安全管理のために行うものであることを改めて認識し、完了届等が未提出であった工事について、直ちに提出を求め、適切に検査を実施するとともに、他に完了届等が提出されず検査確認を実施していない工事がなか確認されたい。 また、マニュアルに完了届等の速やかな提出勧奨について記載するなど、再発防止に努められたい。 （大曽根北・筒井都市整備事務所）	

令和 5年監査報告第 2号関係分（令和 5年 5月16日報告）

教育委員会（工事）

（令和 7年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1(4)	防火設備の改善について（維持管理業務） 建築基準法（昭和25年法律第 201号）によると、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定められている。 「令和 3年度特殊建築物等定期点検業務委託（高蔵小学校始め83校（園）」では、建築基準法に基づく建築物、非常用の照明装置や防火設備などの建築設備等の定期点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、火災発生時に防火扉が床に擦って閉鎖しない箇所や防火シャッターが正常に作動しない箇所があるなど、点検対象のうち67校について改善が必要との報告を受けていた。そのうちの49校において速やかな改善が行われておらず、かつ、複数年にわたって同じ報告を受けていたにもかかわらず、対応が図られていなかった。 多くの子どもが通う学校施設等において、防火扉などに不具合がある状態で火災が発生した場合、必要な機能が発揮されず、児童、生徒などへの被害が拡大するおそれがある。このため、点検結果に基づき、当該防火扉などが適法な状態となるよう速やかに対応されたい。（学校施設課）	本件は、業務委託による定期点検で判明した防火設備等の不良箇所について各学校と本庁所管課である学校施設課の改善する意識の希薄化及び是正が確認されるまでの連携が徹底されていなかったことが原因です。 再発防止のため、これまで学校で作成していた要改善事項のリストを学校施設課で作成し、年 2回、不良箇所の改善状況について各学校へ報告を求め、速やかな改善が行われていない学校へは個別に指導を行うなど、リストをもとに進捗管理しながら、全ての不良箇所が改善されたことを確認するまで連携を図ります。この対策を継続して行うため、毎年度当初、学校施設課において、不良箇所を速やかに改善することの重要性や改善までの事務の流れを全職員に周知し、確実に継承していきます。 また、各学校に対し、防火設備等の不具合は人命にかかわる重大な問題であるため、当事者意識をもって計画的な改善に努めるよう令和 5年 6月21日付学校施設課長名文書で周知しました。そのうえで、同内容について令和 5年 7月 4日の校長会を通じて全校長に注意喚起しました。今後も適宜通知文や研修を通じて周知します。 今回改善が必要との報告を受けた67校は、令和 7年 2月までに全て改善しました。 なお、令和 4年度の点検結果についても、令和 5年 6月21日及び11月 1日に不良箇所の改善状況について各学校へ報告を求め、速やかな改善が行われていない学校へは個別に指導を行うとともに、令和 5年度の点検結果についても、令和 6年 6月21日及び11月 1日

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
		に不良箇所の改善状況について各学校へ報告を求め、進捗管理を実施しております。（学校施設課）

令和 6 年監査報告第 3 号関係分（令和 6 年 9 月 12 日報告）

住宅都市局（工事）

（令和 7 年 2 月 28 日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1(1)	設計図書における工事共通構造図の表記について（設計） 「葵土地区画整理事業街路灯設置工事（その 2）」の土木工事共通特記仕様書によると、設計図書にある緑政土木局が定める工事共通構造図等に従って施行することとされている。名古屋市の道路照明塗装に使用する材料の仕様等を定めている工事共通構造図（道路照明塗装工）では、道路照明の塗装材料は弱溶剤厚膜形ふっ素樹脂塗料（以下「ふっ素系塗料」という。）とされている。 本工事では、葵土地区画整理事業内の道路照明を11基新設し、1基移設する工事を行っていた。使用材料承認願を確認したところ、実際に道路照明に使用されていた塗料は、ふっ素系塗料とは異なるウレタン系塗料であった。使用した塗料のメーカーに確認したところ、次の塗替え時期の目安は、ふっ素系塗料15年から20年後に対して、ウレタン系塗料は、8年から10年後であるとのことから、使用した塗料は、ふっ素系塗料の約半分の期間で次回塗替えが必要となるものであった。 ウレタン系塗料が使用された原因は、工事共通構造図（道路照明塗装工）と別の工事共通構造図（道路照明設置工）に、「塗装については粉体塗装又はウレタン塗装とし、監督員と協議して決定すること。」と表記されていたためである。この表記は、ふっ素系塗料以外の塗料の使用を認める不適切な内容であったにもかかわらず、過年度の設計書を踏襲して、工事共通構造図に追記されたものであった。その結果、受注者は、この表記を基に、監督員と協議し、ウレタン系塗料を使用していた。	本件は、監督員が工事共通構造図の塗料材料について十分に理解していないまま、他の材料を追記してしまったことが原因です。 そのため、令和 6 年 6 月 18 日に職場会議を開催し、所長補佐から、工事を発注する当事務所の担当者 6 名及び所長補佐 1 名に原因及び工事の設計を行う際には、設計内容を十分理解した上で設計し、検算者及び検算者以外の担当で確認を行うことを周知しました。 また、ご指摘いただいた日以降に他の案件について塗装工事等が必要となる工事がなかったことを確認しました。 なお、誤って塗ってしまった塗料については、道路管理者との協議（令和 6 年 8 月 26 日実施）において、移管するにあたり、ふっ素系塗料で塗り直すよう指示を受け、令和 7 年 2 月までに措置が完了しました。 （大曾根北・筒井都市整備事務所） 令和 6 年 9 月 5 日に監理指導課から監査書、監査資料を文書システムにて送付し局内全課に周知しました。 （監理指導課）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
	設計図書の工事共通構造図に追加で表記する場合は、追記内容を十分に理解し、他の設計図書と整合しているか確認した上で行うよう局内に周知されたい。 また、工事共通構造図に基づかない道路照明を道路管理者に移管する場合は、道路管理者と十分に協議されたい。 （大曽根北・筒井都市整備事務所）	
1(2)	適正な作業区域の囲いについて（施工） 道路に関する工事及び占用工事を施行する場合における標示施設等の設置基準（以下「設置基準」という。）によると、道路で工事を行う場合は、工事を行うために使用する区域（以下「作業区域」という。）を囲むよう防護さくを直線に並べて設置しておかなければならないとされている。 また、A型防護さくを設置することで車道幅員を確保できない場合等は、A型防護さくに替えてセイフティコーンを設置することができるとされている。 「緑ヶ丘団地外構その他工事（その2）」では、団地入口に面する道路にU形側溝を設置する工事を行っていた。工事写真を確認したところ、作業区域を囲む防護さく等を全く設置せずに、作業を行っていた。 道路で工事を行う場合は、設置基準に基づき、防護さく等の設置により作業区域を囲むよう改めて局内に周知するとともに、受注者を指導されたい。 （住宅・教育施設課）	本件は、団地入口に面する道路にU型側溝を設置するにあたり「設置基準」に定める防護施設について、監督員の認識が不十分だったことと、受注者の安全対策に対する意識が希薄化していたことが原因であると考えております。 今回の指摘を受け、受注者に対しては、令和 6年 6月末頃に、今後同様の工事を施工する場合には設置基準に従い安全対策を徹底するように指導を行いました。 また、令和 6年 7月上旬頃に、本課職員に対し、資料を基に、速やかに情報共有を行い、施工中の工事における注意喚起と再確認を行いました。 今後発注する工事におきましても、再発しないよう受注者に対して指導を徹底してまいります。 （住宅・教育施設課） 令和 6年 9月 5日に監理指導課から監査書、監査資料を文書システムにて送付し局内全課に周知しました。また、令和 6年10月24日に技術職員研修を行い、その研修資料については、各課にメール送付し研修不参加者にも周知を行いました。 （監理指導課）
1(3)	労働者の墜落防止措置の適正な実施について（施工） 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）によると、事業者は、高さが 2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落に	ア 本件は、指定管理者の安全管理に関する規則の認識不足と、市担当職員から指定管理者への指導不足が原因です。 このため、指摘事項について、令和 6年 9月24日に指定管理者に対し

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
	より労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならないとされている。囲い等を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具（以下「墜落制止用器具」という。）を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。 また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、墜落制止用器具は、フルハーネス型が原則で、墜落時にフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型を使用することができるとされている。ただし、高さ6.75メートルを超える箇所で作業する場合には、フルハーネス型を使用しなければならないとされている。 工事写真を確認したところ、以下の事例が見受けられた。 ア 「名古屋市営金城ふ頭駐車場に係る管理運営業務」では、駐車場の植栽のせん定作業を行っていた。高さ6.75メートルを超える箇所で囲い等を設けることが困難な場合の作業において、労働者にフルハーネス型の墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。なお、労働者は、ガイドラインでは高さ6.75メートルを超える箇所で認められていない胴ベルト型を着用しており、さらに、使用もしていなかった。 （名港開発振興課） イ 「南陽工場焼却設備等更新にかかる工場棟改修その他工事」では、屋上の防水工事を行っていた。高さ2メートル以上の開口部付近において、囲い等を設けることが可能な箇所であったにもかかわらず、囲い等を設けていなかった。また、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。（営繕課） 墜落により労働者に危険を及ぼすお	是正指示を行い、令和 6年10月25日に指定管理者より再発防止策および今後の適正な安全措置の実施について市へ報告がありました。 また、令和 6年10月 2日の課内会議において、監査に係る資料を基に課所属職員に注意喚起を行いました。 今後も継続して指定管理者を指導し、安全管理を徹底してまいります。 （名港開発振興課） イ 本件は、労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置遵守に対する監督員の指導不足及び受注者の意識の希薄化が、墜落制止用器具を適切に使用できていなかった原因です。このため、令和 6年 9月 9日に受注者へ連絡し、今後の同様な工事施工において墜落防止措置の遵守を徹底するよう指導しました。 また、令和 6年 9月11日の課長補佐会において、指摘事項について情報共有及び注意喚起を実施し、課内職員に周知しました。 なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について労働安全衛生規則に定められている墜落防止措置が実施されているか確認し、適切であることを確認しました。 今後は、監督員が高所工事及び墜落制止用器具について、受注者への指導・安全管理を行い工事の安全確保に努めてまいります。（営繕課）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
	そのある箇所での作業を行う場合には、規則に基づき適正に墜落防止措置を行うよう受注者を指導し、安全管理されたい。	
1(5)	適正な排煙ダクトについて（施工） 国土交通省が定める公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「標準仕様書」という。）によると、排煙の用途に使用する長方形ダクト（以下「排煙ダクト」という。）のかどの継目については、ピッツバーグはぜとするとされている。 「大須駐車場防排煙ダンパー更新工事」では、排煙用防火ダンパーの更新に伴って支障となる排煙ダクトの一部を取り替える工事を行っていた。工事写真を確認したところ、新設した排煙ダクトのかどの継目は、ピッツバーグはぜではなく、ボタンパンチスナップはぜであった。なお、当該排煙ダクトの風量は、実測定した結果、必要とされる風量を満たしていた。 令和 4年 9月 8日に公表した住宅都市局の監査結果において同様の指摘をしたところであり、今回の監査においても不適正な事例が見受けられたことは誠に遺憾である。 排煙ダクトは火災時に煙を屋外へ排出する重要な設備であるため、標準仕様書に基づく施工とするよう改めて受注者を指導するとともに、設置するダクトが適正であるかの確認を徹底されたい。（設備課）	本件は、監督員及び受注者の標準仕様書に関する理解が不十分であったことが原因であると考えています。 このため、令和 6年 7月 4日に設備課内の会議において、課長補佐から排煙ダクトは、ピッツバーグはぜで施工するよう注意喚起を実施し、課内職員に周知しました。 今回のご指摘を受け、令和 6年11月29日に再発防止策の一環として、局内で機械設備の設計・工事を担当する営繕部の職員に対して、工事監査の指摘事項の説明及び標準仕様書の内容を基にした排煙ダクトのかどの継目について研修を行いました。 また同様に、令和 6年 6月14日に今回の受注者に対しても改めて、標準仕様書の内容を再確認し、今後、排煙ダクトを取り扱う工事を施工する場合には、「ピッツバーグはぜで施工する」ように指導しました。 さらに、監査指摘後において、今回と同様な排煙ダクトを取り扱う施工実績がないか確認しましたが、同様な施工はありませんでした。 今後は、標準仕様書に基づく適切な施工が確実に行われるよう職員及び受注者に対して指導を徹底していきます。 なお、今後、排煙ダクトを取り扱う設計図には、排煙ダクトのかどの継目について、「ピッツバーグはぜで施工する」ように図面に明記します。また、検査時には、ピッツバーグはぜで施工したことがわかる写真を添付させるように、周知徹底します。（設備課）

令和 6 年監査報告第 3 号関係分（令和 6 年 9 月 12 日報告）

消防局（工事）

（令和 7 年 2 月 28 日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
1(2)	配線器具の改修について（維持管理業務） 電気事業法（昭和39年法律第 170号）によると、電気工作物を設置する者は、電気工作物を省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないとされている。また、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9年通商産業省令第52号）では、電気設備の異常時の保護対策など電気設備の保安上必要な技術基準を定めており、その具体的事項を示した電気設備の技術基準の解釈では、低圧用の配線器具は充電部分が露出しないように設置することとされている。 「消防署等の自家用電気工作物保安管理業務委託」では、電気事業法に基づいて電気工作物の定期点検を行っていた。点検報告書等を確認したところ、特別消防隊第一方面隊の施設では、配線器具であるコンセントが破損し、充電部分が露出しており、改修するよう報告を受けていたが、対応していなかった。さらに、当該箇所は、複数年にわたって同じ報告を受けていた箇所であった。 当該箇所について、関係部署と調整し、速やかに改修するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な施設の維持管理に努められたい。 なお、当該箇所については、指摘に基づき令和 6年 7月に、法令の基準に適合するよう改修が行われた。 （施設課）	本件は、定期点検を担当する総務部施設課職員と施設管理者が、施設管理に関する関係法令の理解・認識が不足していたこと、及び定期点検を担当する総務部施設課と不良箇所を改善する各施設管理者との情報共有・連携が図れていなかったことが原因だと考えております。 監査状況を受け、令和 6年 7月23日付「建築設備等における不備の改善及び再発防止について」（消防局長名）に基づき、令和 6年 7月に課内職員に常に法令等を遵守し、庁舎等を適正に維持管理する旨を周知徹底しました。 また、令和 6年 8月 8日付「建築設備等における不備の改善について」（施設課長名）で、施設管理者あてに、庁舎の維持管理に関する点検結果から改善が必要となる不備指摘があった場合には、双方で点検結果の情報を共有し、補修・改善を行い、工事完了の情報を共有する旨を定めた対応要領を通知しました。 今後は、この対応要領に基づき、該当する不良箇所を把握した場合は、総務部施設課と施設管理者との間で情報共有・連携を図ることで、速やかに遺漏なく確実に補修・改善ができるよう施設の適切な維持管理に努めてまいります。 （施設課） 今回の監査指摘事項等が形骸化しないため、及び法令順守等の徹底を図るため、毎年度実施している「経理事務講習」の中において、過去の監査も含めた指摘事項や関係する通知等を周知していきます。 なお、令和 6年 9月20日に「令和 6年名古屋市監査報告書（第 3号）」を

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
		全所属に対し、文書管理システムにて 発送し周知しています。（総務課）
1(3)	監督員の通知について（その他） 名古屋市契約規則によると、契約の適正な履行を確保するために行う監督は、監督員が行うこととされており、名古屋市工事請負契約約款では、発注者は、監督員の氏名を受注者に通知しなければならないとされている。 12件の工事等において監督員の通知の有無を確認したところ、「防火水槽内面補修工事（西区上小田井）」始め5件では、発注者は、監督員の氏名を受注者に通知していなかった。 名古屋市工事請負契約約款に基づき、監督員の氏名を受注者に通知するよう改めて局内に周知されたい。 （施設課、消防課、指令課）	本件は、各工事の担当職員が、名古屋市工事請負契約約款に記載されている監督員の通知についての認識が不足していたことが原因だと考えております。 監査状況を受け、令和 6年 6月に課内会議にて課長補佐から工事担当職員に対して課内共有・注意喚起を図るとともに、当課で作成した提出書類チェックリストを活用し、複数人で確認できる体制を確立したことにより、ご指摘いただいた日以降、該当する工事の際、監督員の通知を遺漏なく確実に実施しています。（施設課） 本件は、各工事の担当職員が、監督員の氏名を仕様書には記載していたが、仕様書とは別で発注者が受注者に対して、監督員の通知をしなければならないことを把握していなかったことが原因です。 監査状況を受け、令和 6年 7月に課内会議の場で課長補佐から工事担当職員に当該指摘事項の課内共有・注意喚起をしました。 今後の対策及び改善については、令和 6年 6月時点において、当課で監督員通知書と工事契約チェックシートを作成し、工事契約チェックシートを使用することにより、監督員の氏名を受注者に対し、通知漏れがないよう改善しました。 なお、ご指摘いただいた日以降、類似工事を確認し、監督員の通知が適切にされていることを確認しました。 （消防課） 本件は、各工事の担当職員が、名古屋市工事請負契約約款に記載されている監督員の通知についての認識が不足していたことが原因です。 不適切な事項として判明した令和 6

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
		年 6月に、名古屋市工事請負契約約款及び監督員通知書の例示を用いて、所属内で周知するとともに、これまで使用してきた提出書類チェックリストへ項目追加をすることで、確実に書面通知がなされたかを複数職員により確認する体制としました。 また、令和 6年 9月に監査の指摘内容と再発防止策について、監査書、監査資料及び 6月時点で使用した資料を用い、再度周知徹底をしました。 なお、ご指摘いただいた日以降、類似工事に対して監督員の通知がされているかを確認し、適切であることを確認しました。（指令課） 今回の監査指摘事項等が形骸化しないため、及び法令順守等の徹底を図るため、毎年度実施している「経理事務講習」の中において、過去の監査も含めた指摘事項や関係する通知等を周知していきます。 なお、令和 6年 9月20日に「令和 6年名古屋市監査報告書（第 3号）」を全所属に対し、文書管理システムにて発送し周知しています。（総務課）
1(4)	施工体制台帳の写しの提出について（その他） 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第 127号）及び建設業法（昭和24年法律第 100号）（以下「入契法等」という。）によると、公共工事において、建設業者は下請契約を締結した場合には、施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないとされている。 8件の工事等において施工体制台帳の写しの提出の有無を確認したところ、「笠寺消防団詰所のコンクリートブロック塀改修工事」始め 7件では、建設業者に該当する受注者が下請契約を締結していたにもかかわらず、発注者は、施工体制台帳の写しの提出を受けていなかった。	本件は、公共工事において建設業者に該当する受注者が、下請契約を締結した場合に、施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないということについて、発注者側の認識不足により、仕様書等に記載がなく、受注者に施工体制台帳の写しの提出を求めなかったことが原因と考えております。 監査状況を受け、令和 6年 7月に課内会議の場で課長補佐から工事を担当する職員に指摘内容を説明し注意喚起を行うとともに、当該受注者に対し施工体制台帳の写しを提出するよう指導し、提出を受けました。 令和 6年 8月に再度当該指摘事項を所属内で共有し、注意喚起を図るとともに、令和 6年 8月以降に発注する工事では、確実に施工体制台帳の写しが

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
	建設業者に該当する受注者が下請契約を締結した場合は、入契法等に基づき施工体制台帳の写しの提出を受けるよう局内へ周知するとともに、受注者を指導されたい。 （施設課、消防団課、指令課、港消防署）	提出されるよう、その内容を仕様書に明記することで施工体制台帳の写しの提出に遺漏がないように徹底してまいります。 また、ご指摘いただいた日以降、類似工事に対して施工体制台帳の写しが提出されているかを確認し、適切であることを確認しました。（施設課） 公共事業において、建設業者は、下請契約を締結した場合、施工体制台帳の写しを発注者に提出することが法令上必要であることが定められているが、各工事の担当職員の法令等に関する認識が不足していることが原因により、仕様書等にも明記しておらず、また受注者にも提出を促していなかった。 監査状況を受け、令和 6年 7月に担当者会議の場で指摘を受けた職員から工事を発注する可能性がある職員に対し、施工体制台帳の写しの提出に関する必要性について、情報共有及び周知徹底をするとともに、当該受注者に対し施工体制台帳の写しを提出するよう指導し、提出を受けました。 今後は、施工体制台帳の写しの提出について仕様書等に明記するとともに、受注者に下請契約の確認を実施し、必要に応じて施工体制台帳の写しを提出するよう指導の上、遺漏がないように徹底してまいります。 また、ご指摘いただいた日以降に契約した工事に対し、施工体制台帳の提出を仕様書等に明記するとともに、施工体制台帳の写しの提出について、類似工事を確認し、適切であることを確認しました。（消防団課） 本件は、各工事の担当職員が公共工事において、建設業者が下請契約を締結した場合に、施工体制台帳の写しの提出を受けなければならないという認識がなかったこと、また受注者においても提出しなければならない認識がなかったことが原因です。 不適切な事項として判明した令和 6

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
		年 6月に、受注者へ下請契約の有無を確認することを所属内で周知徹底するとともに、これまで使用してきた提出書類チェックリストへ項目追加することにより、複数職員により確認する体制としました。また、令和 6年 6月に当該受注者に対し施工体制台帳の写しを提出するよう指導し、提出を受けました。 また、類似工事を確認するとともに、施工体制台帳の写しの提出について受注者へ指導し、施工体制台帳の写しを受け取りました。 令和 6年 9月には監査の指摘内容と対応方法について、監査書、監査資料及び提出書類チェックリストを用いて再度周知徹底し、令和 7年 1月にはさらなる対策として、仕様書に第三者に請け負わす場合においては、下請負届とともに施工体制台帳の写しを提出する内容を記載することを徹底しました。 なお、ご指摘いただいた日以降、類似工事に対して施工体制台帳の写しが提出されているかを確認し、適切であることを確認しました。（指令課） 本件は、工事の担当職員及び受注者の入契法等に関する理解が十分でなかったことが原因と考えています。 監査状況を受け、令和 6年 7月に課内会議の場で課長補佐から工事の担当職員へ当該指摘事項を共有し、注意喚起を図るとともに、当該の事案では、施工体制台帳の写しの提出について受注者を指導の上、速やかに提出を受けました。 また、ご指摘いただいた日以降、類似工事を確認し、施工体制台帳の写しを提出するよう指導し、施工体制台帳の写しを受け取りました。 そのため、施工体制台帳の写しの提出について、令和 6年 7月から施工体制台帳の写しの提出について仕様書への明記及び提出書類チェックリストを用いた確認の実施を所属内において周知徹底するとともに、受注者に対して

番号	指摘（監査結果）	措置の内容
		指導を行い、施工体制台帳の写しの提出について遺漏がないように徹底してまいります。（港消防署） 今回の監査指摘事項等が形骸化しないため、及び法令順守等の徹底を図るため、毎年度実施している「経理事務講習」の中において、過去の監査も含めた指摘事項や関係する通知等を周知していきます。 なお、令和 6年 9月20日に「令和 6年名古屋市監査報告書（第 3号）」を全所属に対し、文書管理システムにて発送し周知しています。（総務課）

令和 6年監査報告第 4号関係分（令和 6年11月18日報告）

子ども青少年局子育て支援部玉野川学園及びあけぼの学園

（令和 7年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置の内容
1(1)	前渡金の管理について（支出事務） 名古屋市会計規則によると、前渡金受領者は、前渡金の出納があったときは、領収証書その他の関係帳票と照合の上、その都度前渡金出納簿（以下「出納簿」という。）に登載するとともに現在金との符合を確認するほか、当月において前渡金の出納がなかった場合を除き、毎月 1回以上、出納簿と現在金との符合を確認することとされている。 また、前渡金受領者は、用務終了後10日以内に精算書を作成し、精算残金を生じたときは、速やかに戻入の手続をすることとされている。 前渡金の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。 ア 担当者が表計算ソフトを用いて支払履歴及び残額を管理していたものの、支払の都度行うべき出納簿への登載について、精算期限の経過後にまとめて行われているものが多数見受けられた。また、出納簿への登載が遅れたことで、その後の精算及び戻入の手続にも遅れが生じており、最長のものでは、用務終了から戻入まで約10か月を要していた。 （玉野川学園） イ 資金前渡及び支払が毎月あったにもかかわらず、令和 5年度以降、符合確認を一度も実施していなかった。 （玉野川学園） ウ 令和 6年 2月及び 5月の支払について出納簿への登載が漏れ、出納簿と現在金とが一致しない状態でありながら、これらの月の符合確認結果を「一致」としていた。 （あけぼの学園）	ア 本件は、事務処理状況を組織的に管理することについての認識が、学園全体として不足していたことが原因です。 指摘を受け、前渡金の支払については滞りなく出納簿に登載するとともに、精算及び戻入については新たに前渡金事務チェック表を作成し、処理に遅れが生じていないか組織的に確認することとしました。現在は、出納簿への登載、精算及び戻入について、遅滞なく実施しています。 今後も、前渡金の管理に係る手続について、遅滞なく実施するよう徹底してまいります。（玉野川学園） イ 本件は、前渡金の符合確認の趣旨についての認識が、学園全体として不足していたことが原因です。 指摘を受け、新たに作成した前渡金事務チェック表に査閲欄を設けることで、符合確認の実施有無を確認できるよう改めました。現在は、符合確認を毎月確実に実施しています。 今後も、前渡金の符合確認について、確実に実施するよう徹底してまいります。（玉野川学園） ウ 本件は、現場職員へ前渡金を支出した際の事務手続の周知が十分に行き届いていなかったこと及び前渡金は、児童の日常生活に必要な生じた都度、支出しておりますが、施設の性質上、突然、予期せぬ児童対応が入ることが多々あり、職員の領収書の提出が遅れがちになると符合が難しいことから、確認が形骸化していたことが原因です。 今回の指摘を受け、令和 6年 6月

番号	指摘事項（監査結果）	措置の内容
	玉野川学園については、出納簿への登載並びに精算及び戻入の手続の遅れが常態化しており、さらには毎月の符合確認が全く実施されていなかった点を踏まえると、事務の処理状況を組織的に管理する意識が欠如していると言わざるを得ない。組織的な管理の重要性を十分に認識した上で、名古屋市会計規則に基づき、前渡金の管理を適正に行われたい。 また、あけぼの学園については、令和 6年 2月20日に公表した子ども青少年局の監査結果において、前渡金の管理事務に関して多数の不適正な事例を指摘したところであり、今回監査した限りではおおむね是正されていたが、現預金や事務手続が適正な状態であることを確認するための符合確認については、改善が不十分であった。符合確認について、その趣旨を改めて認識した上で、確実に実施されたい。	から、現場の職員への領収書の提出が遅れないための対策として、朝礼や所属掲示板周知、前渡金を手交時に個別の声掛け、期限内の精算の徹底及び符合確認日直前の領収書の提出の確認等の徹底を行い、改善しました。現在は、符合確認を適切に実施しています。 また、今後、担当者等が変更した際、確実に引き継げるよう、園長補佐及び担当者の引継ぎ書へ追記をすることで、再発防止を徹底してまいります。（あけぼの学園）
1(3)	金券類等の管理について（財産管理事務） 名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品（以下「金券類等」という。）の出納に関して、物品出納員は、物品管理者からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合の上で受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。 この登載については、システムに入力する方法により行うこととされている。また、金券類等の払出しの都度システムへ入力することが困難なとき等には、補助簿を用いることができるとされており、その場合においては、払出しの都度決裁を行うとともに、少なくとも 1日ごとに払出数を取りまとめてシステムへ入力することとされている。 金券類等の管理状況を調査したところ、玉野川学園において、令和 4年度以降、補助簿に記載された全ての金券	本件は、定められた事務手続についての理解が不足していたことが原因です。 指摘を受け、入力されていなかった令和 4年度以降の金券類等の出納を、システムに反映しました。また、補助簿にチェック欄を設けることで、システムに入力済みであることを記録するよう改めました。その結果、現在は、システムへの入力を適正に実施しています。 今後も、金券類等の出納に係るシステムへの入力について、確実に実施するよう徹底してまいります。（玉野川学園）

番号	指摘事項（監査結果）	措置の内容
	類等の出納をシステムへ入力していなかった。 玉野川学園においては、名古屋市会計規則等に基づき、金券類等の管理を適正に行われたい。（玉野川学園）	

令和 6年監査報告第 4号関係分（令和 6年11月18日報告）

教育委員会美術館

（令和 7年 2月28日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置の内容
1(1)	行政財産の貸付料収入について（収入事務） 美術館では、地方自治法等に基づき、館内の一部をコーヒーショップ出店の用途で事業者に貸し付ける契約を締結し、事業者から貸付料収入を得ている。 また、契約書によると、事業者は、コーヒーショップ出店に係る貸付料について、本市が発行する納入通知書により、各月分を前月の末日まで（ただし、各年度 4月分は当該月の末日までに納付することとされている。 この貸付料収入に関する事務を調査したところ、事業者へ交付した納入通知書に記載された納期限について、契約書で定めた支払期日を超えて設定されている事例が複数見受けられた。また、これらの事例の中には、契約書で定めた支払期日を経過した後に納入通知書を発行しているものもあった。 美術館における行政財産の貸付料収入に関する事務については、令和 4年 5月19日に公表した教育委員会に対する監査結果において、同様の事例を指摘している。 契約書で定めた支払期日を確実に設定するよう、徹底されたい。 （美術館）	本件は、職員の認識やチェック体制が十分でなく、支払期日の遵守が徹底されていなかったことが原因です。 今回の指摘を受け、支払期日等について、役職者と担当者間で情報共有をするとともに、毎月の調定決裁時に各月の支払期日等の分かる書類を添付し、担当者、課長補佐、課長がそれぞれチェックすることにより、賃貸借契約書に定められた支払期日までに賃借人が貸付料を納入できるよう、納入通知書を発行いたしております。 今後も、適正な事務処理を徹底してまいります。 （美術館）
1(2)	備品の管理について（財産管理事務） 名古屋市会計規則によると、物品管理者は、使用中の備品（閲覧用の図書を除く。）について、財務会計総合システム（以下「システム」という。）上の備品台帳（以下「台帳」という。）に登載し、常に使用状況を明らかにすることとされている。 また、備品の使用状況について、毎	本件は、備品の使用状況確認時に、全ての備品ではなく、前年度の会計室への報告後に登録した備品のみを台帳と照合していたことが原因です。 所在不明の装飾器具類として台帳登載されている絵画について不明の経緯を調べたところ、開館翌年の平成元年に受入作品等と台帳の突合をした際に、既に当該絵画がなかったことや台帳上

番号	指摘事項（監査結果）	措置の内容
	年 1回、台帳と現物との照合点検を行い、その結果を市長及び市会計管理者に報告することとされている。 台帳に登載されている備品の管理状況を調査したところ、令和 6年 3月における照合点検結果は全て「適正」との報告であったが、装飾器具類として登載されている絵画 1点について、所在を確認できなかった。 （表 略） 名古屋市会計規則に基づき、備品の管理及び毎年の照合点検を確実に実施されたい。 また、所在不明の絵画について、過去の記録によると、展示用の美術品ではなく室内装飾の用途であるとされている一方で、同一作者による絵画を美術品として複数所蔵している点や、台帳上の価格が 200万円と高額である点から、高い美術的価値を有している可能性は否定できない。この点を踏まえ、この絵画の所在及び不明となった経緯を追究されたい。（美術館）	の出納理由が物品を組織間で移動させた場合に用いる「保管転換」ではなく「文化課台帳より転記」とあったことなどから、開館時に文化課から保管転換されていなかった可能性もあることが分かりました。 さらに、美術館内を調べるとともに、保有・保管されている可能性がある局内外の部署に照会をかけましたが、発見に至りませんでした。 また、今回の指摘を受け、全備品と台帳の照合を行い、所在不明の絵画を含め、現物が確認できない備品があったことから、令和 6年度中に備品台帳を適正な状態に整える手続を実施しているところです。 今後も、全備品について台帳との照合を行うとともに、備品の出納の都度、必要な手続を実施してまいります。（美術館）
1(3)	金券類等の管理について（財産管理事務） 名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品（以下「金券類等」という。）の出納に関して、物品出納員は、物品管理者からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合の上で受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。 この登載については、システムに入力する方法により行うこととされている。また、金券類等の払出しの都度システムへ入力することが困難なとき等には、補助簿を用いることができるとされており、その場合においては、払出しの都度決裁を行うとともに、少なくとも 1日ごとに払出数を取りまとめてシステムへ入力することとされている。 金券類等の管理状況を調査したとこ	本件は、切手の使用枚数について、使用者が補助簿に記載し決裁は受けていましたが、当日中に財務システムへ入力することが徹底されていなかったことが原因です。 指摘を受け、令和 6年 5月31日の課会において、改めて当日中に財務システムに入力する必要があることを周知するとともに、担当職員を決め、当日中に切手の残枚数と補助簿を照合のうえ、払出数を財務システムに入力するようにいたしました。 今後も、名古屋市会計規則等に基づき、切手を始め金券類等の管理を適正に行ってまいります。（美術館）

番号	指摘事項（監査結果）	措置の内容
	ろ、補助簿に記載された切手について、 実査日（令和 6年 5月16日）までの令和 6年 5月分の出納をシステムへ入力していなかった。 名古屋市会計規則等に基づき、金券類等の管理を適正に行われたい。 (美術館)	